

第56号

令和2年2月

市営住宅通信

安城市建設部建築課

電話 71-2240

駐車トラブルが増えています

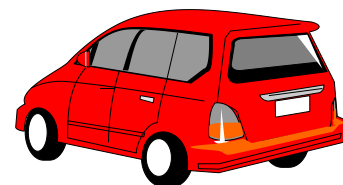
駐車場利用者は、以下のルールを守りましょう。

- 1世帯に1台、駐車区画の割り当てがあります。
- 入居者は、決められた区画に駐車しましょう。
- 1世帯に、車2台を保有する場合
1台は市営住宅敷地内の決められた区画へ
もう1台は民間駐車場へ駐車しましょう。
- 自己所有の車以外は停めないようにしましょう。
- 駐車場を使わない方は、転貸してはいけません。

今年度も市役所あてに
トラブルの問合せを多くいただいています。



ルールを守って
お互い気持ちよく過ごしましょう。



火のもとには気をつけて！！

- ・火災予防に努めてください。
- ・暖房使用する時は結露防止のため
こまめに換気をしましょう。



重要

来年度市営住宅家賃の減免手続きが始まります

市役所から

「収入認定通知書」と一緒に

「減免申請について」という書類が
届いた人は



- ・申請書に住所と名前を書き、印鑑を押し、
- ・返信用封筒で、市役所へ送り返してください。

期限内に提出しなかった方は

4月からの家賃減免を

受けることができません。

提出期限は、令和2年3月6日(金曜日)です。